附　則

（施行期日等）

1　この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務省定員規則第一条及び次項の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の法務省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
本省	平成二十五年九月三十日までの間	五〇、九二四人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八一〇人は、検察庁の職員の定員とする。
	平成二十五年十月一日から同年十二月三十一日までの間	五〇、八九七人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八一〇人は、検察庁の職員の定員とする。

○法務省令第十五号

保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）第十一条第二項の規定に基づき、保護司実費弁償金支給規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

法務大臣　谷垣　禎一

保護司実費弁償金支給規則の一部を改正する省令

保護司実費弁償金支給規則（昭和二十九年法務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「四千九百円」を「六千六百円」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○外務省令第十一号

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）及び外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

外務大臣　岸田　文雄

外務省組織規則の一部を改正する省令

外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し及び同条第一項中「国際平和協力室及び」を「国際平和協力室、」に改め、「海上安全保障政策室」の下に「及び宇宙室」を加え、同条第八項を第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8　宇宙室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　日本国の安全保障に係る基本的な外交政策のうち宇宙に関するものの企画及び立案に関すること。

二　前号に掲げる事務に関連する外交政策に関する事務を総括すること。

三　宇宙に関する科学に係る外交政策に関すること。

四　宇宙に関する科学に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること。

五　宇宙に関する科学に関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関すること。

六　宇宙に関する科学に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。

9　宇宙室に、室長を置く。

第十六条第二項第一号中「科学」の下に「（宇宙に関するものを除く。以下同じ。）」を加える。

第三十六条の見出し及び同条第一項中「サービス貿易室、」を「サービス貿易室及び」に改め、「及び知的財産室」を削り、同条第一項中「企画官一人」を「企画官二人」に改め、同条第八項を第六項とし、第六項及び第七項を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第三十二号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、財務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

財務大臣　麻生　太郎

財務省定員規則の一部を改正する省令

財務省定員規則（平成十三年財務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
本省	一五、二七〇人	
国税庁	五五、八五六人	
合計	七一、一二六人	

附　則

1　この省令は、公布の日から施行し、改正後の財務省定員規則第一条及び次項の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

2　改正後の財務省定員規則第一条の規定にかかわらず、本省の定員は、平成二十五年九月三十日までの間においては、一五、三三九人とする。

○財務省令第三十三号

地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第十条及び地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）第三条の規定に基づき、地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

財務大臣　麻生　太郎

地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地震保険に関する法律施行規則（昭和四十一年大蔵省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の三中「五兆五千九十億円」を「五兆八千五百十二億円」に、「六千九百十億円」を「三千四百八十八億円」に、「九百五億円」を「二百三十六億円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の地震保険に関する法律施行規則第一条の三の規定は、この省令の施行の日以後に締結する地震保険に関する法律第三条第一項に規定する再保険契約について適用し、同日前に締結した同項に規定する再保険契約については、なお従前の例による。

○財務省令第三十四号

国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）第十条第四項の規定に基づき、債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

財務大臣　麻生　太郎